

入札に参加しようとされる方へ

広島市環境局業務部西環境事業所

広島市が発注する物品購入、製造請負の一般競争入札（以下「入札」といいます。）に参加しようとされる方は、以下の事項をよく読み、間違いのないようにしてください。

- 1 入札にあたり不明な点がある場合は、入札前に関係職員の説明を受けてください。
- 2 代理人の印鑑で入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。
- 3 入札参加者及びその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 4 入札書は、本市所定の用紙を使用し、封筒（長形3号が望ましい。）に入れて提出してください。なお、封筒には入札者の商号又は名称を記載してください。
- 5 いったん提出した入札書の書き換え・撤回はできません。
- 6 次の各号の一に該当する入札は無効となります。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格を有しない者が入札したもの
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出したもの
 - ウ 入札書に記名押印がないもの
 - エ 入札書の記入文字が明確でないもの
 - オ 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
 - カ 委任状を持参しない代理人が入札したもの
 - キ 入札金額を訂正したもの
 - ク 再度の入札における入札金額が、前回の入札の最低金額以上の額のもの
 - ケ その他入札に関する条件に違反したもの
- 7 入札回数は3回を限度とします。
- 8 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定しますので、該当者は、入札担当職員の指示に従い、必ずくじ引きを行ってください。

（問合せ先）広島市環境局業務部西環境事業所

電話 082-277-6404 ファックス 082-277-6406